

## かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会設置要綱

### (設置)

第1条 かながわ国際政策推進懇話会と外国籍県民かながわ会議のあり方について関係者等の意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討会（以下「検討会」という。）及び、かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議あり方検討準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 本県では、外国籍県民かながわ会議（平成10年11月設置）とかながわ国際政策推進懇話会（平成3年10月設置）において、外国籍県民や有識者等の意見を聴取し、県政に反映させてきたが、両会議設置当初からの社会環境の変化や、今回の改正入管難民法の施行（平成31年4月）等を踏まえ、これまでの本県の取組をさらに充実・強化し、多文化共生の地域社会づくりを実現するためにも、外国籍県民や有識者等から、より効果的に意見を聴取し、より県政に反映させる仕組みづくりが求められていることから、持続可能な両会議のあり方を検討する。

### (所掌事項)

第3条 検討会及び準備会は、次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 国際施策及び外国籍県民施策に関すること
- (2) かながわ国際政策推進懇話会・外国籍県民かながわ会議のあり方に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、検討会及び準備会の目的を達成するために必要な事項

### (設置期限)

第4条 検討会及び準備会の設置期限は、平成32年3月末日までとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、設置期限を延長することができる。

### (構成員)

第5条 検討会及び準備会は、かながわ国際政策推進懇話会又は外国籍県民かながわ会議委員を経験した者のうちから知事が選任した者をもって構成する。

- 2 検討会及び準備会の構成員（以下「構成員」という。）の任期は、選任の日から平成32年3月末日までとする。

### (検討会及び準備会の開催等)

第6条 検討会及び準備会は、知事が必要に応じて開催する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第7条 検討会及び準備会の庶務は、国際文化観光局国際課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び準備会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。